

いわゆる窓口の役割を果している行政機関は、科学技術庁設置法（第7条）及び科学技術庁組織令（第5条）の規定により、科学技術庁となつてゐる。

しかし、日本学術会議が内閣総理大臣の所轄の下にあり（日本学術会議法 第1条），また、内閣総理大臣は総理府の長（総理府設置法第2条）であること及び日本学術会議は自然科学のみならず、広く人文科学、社会科学の分野に関しても審議し、勧告及び答申を行なう権限を有するものであることからみても、科学技術庁が日本学術会議の勧告の窓口となつてゐることは適當でないので、これを総理府に移すべきである。このため、科学技術庁設置法及び総理府設置法並びにこれらの法律に關係する政令に所要の改正をする必要がある。

2. 勧告の処理に當る組織について

- (1) 総務長官は、勧告及び答申の処理の円滑をはかるため、日本学術会議と関係省庁の関係者からなる連絡会議を設け、必要に応じ開催するものとする。
- (2) 連絡会議は、勧告及び総理大臣からの諮問に対する答申に関し、おおむね次の事項について連絡協議する。
 - (イ) 勧告及び答申の処理にあたる省庁を決定すること。
 - (ロ) 勧告及び答申の趣旨を関係省庁に徹底すること。
 - (ハ) 勧告及び答申に対する関係省庁の意見の交換をはかること。
 - (ニ) 勧告及び答申の実施の進行について関係省庁から情報の提供をうけ、意見の交換を行なうこと。
- (3) 連絡会議は、総理府及び関係省庁並びに日本学術会議の代表者をもつて構成する。
(註、日本学術会議側としては会長、副会長及び必要に応じ、当該議案に關係ある会員とする。)
- (4) 連絡会議の庶務は、内閣総理大臣官房において行なう。
なお、科学技術会議（仮称）と日本学術会議との連絡を密にするための方途を別に講ずるものとする。

7-5

庶発第534号 昭和41年5月23日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

(写送付先：科学技術庁長官、大蔵、

文部、厚生、農林および通商産業各大臣

研究用生物系統株保存利用機構の整備について（勧告）

標記のことについて、本会議第46回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

近年生物科学の発展のなかで一定の遺伝的資質をもつた生物株を保存し、隨時これを研究の材料と

することが研究上不可欠となつてきた。そのため、国際的には国際連合（FAOユネスコ等）の自然科学事業としてこれがとりあげられ、世界共通の生物系統株保存機構の充実が進められており、わが国でもこれに対応する機構を早急に整備することが要請されている。

従来わが国でも部分的に、研究用生物系統株の保存利用の予算的機構的措置がとられてはいるが、いはくも極めて不十分であつて国内的研究の要求を充たすにいたらず、国際的要請に応ずる面から見て程遠いものである。

よつて政府はこの方面の予算を大幅に増額するとともに、その保存利用の機構を早急に整備するよう配慮されたい。

上記機構の整備については、日本学術会議においても慎重な討議が行なわれているが、具体的検討を進める際には、学術会議の意見を徵されたく、なお現在までの討議資料を添付するので参考にされたい。

ここに勧告するものは、研究用生物系統株の保存利用機構についてであるが、これら生物系統株の保存は工業・農業・医薬方面等、生産・厚生に利用する面においても極めて重要な意味をもつものであることを申し添える。

説明

近時諸科学の急激な発展とともに科学研究の基盤の整備強化が一般に重要視されているが、研究用生物系統株の保存利用機構の整備もひろく生物科学諸分野の一層の発展のための基盤として緊急且つ一般に強く要望されているものである。

近代科学の確立をみない時代においては、作物或いは家畜の優良品種は主としてその生産に従事する人々によつて開発保存され、自然発生的に伝播する状態であつたが、現代ではわが国においても国立或いは民間の種苗場、種畜牧場、その他試験研究機関が設置されて優良品種の保存、開発並びに配布を行ない、実際の生産に供している。一方遺伝学、育種学の確立発展から、これらの経験的領域で得られた品種を素材としてその理論的追求が行なわれ、それ自身の理論的内容を豊富にするとともに、生産面に対しても多くの寄与を生みだしている。

また諸種の病原微生物の保管がわが国の防疫、医療に多くの貢献を与えたことは多言を要しないところである。現在では微生物の利用開発の面も大いに進み、農業或いは工業の生産上有用或いは有害な菌株も多数に保管され、分類学的或いは遺伝学的定型株をも含めてこれらの微生物株は微生物学そのものはもとより、その他の生物科学諸分野の発展のために不可欠の基盤的素材となつてゐる。

いわゆる実験動物が研究資材として重要なことは今さら云々する必要もない。特に最近ではいわゆる純系動物がますます重要な研究資材となりつつあるし、さらに無菌動物もその素材的価値を高めつつある。しかもこれらの実験動物は免疫科学の発展或いは組織培養、培養細胞の手法の確立とともにその役割の重要性が一層広い生物科学諸分野において認められつつある。

以上の趨勢に伴なつて遺伝学的に、或いは分類学的に系統化された諸種の動植物、微生物を中心として研究上の目的からこれを適正に管理保存し、必要に応じて国の内外の研究者の需要に迅速に充当させようすることは近時国内的にも国際的にもしばしば企図されるようになつた。現に例えばUNESCO、FAO、WHO等の国際連合の諸機関においても自然科学事業の一端として積極的にこれをとりあげており、またわが国でも文部省予算によつて長期にわたつて国立大学等の研究機関に

対し、系統保存費、特別事業費等が支出されている。しかし、これらの国費支出はなお極めて不充分であり、また必要な定員も配置されていない。とくにこれらの生物系統株を適正且つ正確に保管し、必要に応じてその遺伝的能力を正確に評価するとともに、必要な情報を整備して、生物科学研究者の要求に迅速に対応するように組織された統一的研究サービス機構に欠けている。

日本微生物菌株保存連盟のような不完全な機構が存在するのみである。

このような生物系統株の保管配布事業の現状は、現在の生物科学諸分野の発展に即応しないのみならず、むしろ部分的に支障さえ与えている。一方わが国の保管事業に従事している人々の努力は、国際的にも高く評価されており、例えは 1965 年以来に実施されている U N E S C O の「微生物の研究の促進」事業は微生物菌株の保管配布機構の国際的な整備をその主要任務の一としているが、この事業案はそもそもわが国の提案が多く他の国々の賛同を得て実施されるようになつたものである。

わが国の研究用生物系統株の保存利用機構はさきにも述べたように早急に整備されねばならないが、長期研究計画調査委員会生物科学将来計画小委員会においても、わが国の生物科学の発展のためにその計画の一環としての重要性を認め、先の科学研究第 1 次 5 ケ年計画の検討に際しても早急に政府に勧告すべき事項の一つとしてとりあげている。

研究用生物系統株の保存利用機構としては対象とする生物の特性、利用分野からみて、次の 3 機構に分けることが適當と認められる。

特に次の 3 機構を生物科学の基盤面として統一的な見地から整備することが必要である。

1. 研究用微生物株保存利用機構

微生物株センター（仮称）

2. 研究用高等動植物生殖質保存利用機構

遺伝子センター（仮称）

3. 研究用純系動物保存利用機構

実験動物センター（仮称）

これらの機構は何れも研究事業のほかにサービス的事業を多く含んでいるので、その運営に当つてはとくに民主的に各方面の要望が受け入れられるよう配慮されることが必要である。

各センターの設立は生物科学将来計画の一環をなし、それぞれ、年次計画のもとに実現をはかろうとしている。

（資料 1）

ユネスコ「微生物の研究の促進」事業について

1962 年の第 12 回ユネスコ総会において、わが国から提案された「微生物の研究の促進」案が自然科学事業の一として採択され、1964 年の第 13 回総会で 1965 年に始まる 10 年計画として（「微生物の 10 年」 Microorganisms decade ） 1965 ~ 1966 年度事業予算（ \$ 28000 ）を決定し、以後、逐次総会で 2 年ごとの事業予算を決定することにしている。この事業の実施は国際微生物学会協会（ I A M S ）が主として当り、ユネスコの関係で国際細胞学研究機構（ I C R O ）も参加し、 I A M S 加盟各国の国内委員会はそれぞれ事業の実施案を検討し、事業の遂行を期している。なおこの事業の第 1 年次事業の実施のために 1965 年 2 月ラバットで I C R O

の section of applied microbiology の委員会が開かれ、わが国からも有馬 啓委員（東京大学）を派遣し、これに参加させた。

本自然科学事業は次の内容をもつものである。

1. 事業の目的

ユネスコは天然資源の開発利用のために生物科学的研究の促進及び調整する事業（水科学、土壤生物学、乾燥地帯、湿性熱帯、海洋科学等）を行なつてゐるが、微生物研究の重要性からみて、これを促進することにより、上記の諸事業の成功に大きく貢献すると予想される。また微生物の研究成果を科学及び各種産業に応用して生物学、医学の進歩、農業、工業、医薬等の発達を促進し、とくに新興国の急速な社会的、経済的発達に必要な資源の開発を可能にすることもできる。

本事業はこれらを目的としている。

2. 微生物の範囲

次の微生物を事業の対象とする。

- (1) 菌類（カビ、酵母等）
- (2) 細菌類（バクテリア、放線菌等）
- (3) 微細藻類（ウイルス、リケツチア、原生動物、ネオプラズマ等）

2. 事業の内容

この事業のために、ユネスコは下記の事業を行なう。

(1) 微生物株の保存、交換のための国際組織の育成

微生物株の保存、交換は微生物の科学的研究の重要な基盤をなし、微生物を利用する産業界へも大きく奉仕することになる。よつて保存、交換の業務を円滑に実施するために、国際協力体制を整備する必要があるので次の事業を行なう。

(a) 保存、交換センターの設置

地域別、種類別および目的別にセンター（その近似機構を含む）を設け、微生物株の保存交換につとめ、他の範囲との交換業務を行なう。センターの設置には既存の機関の活用も考えられるが、とくに低開発地域では研究所の設置によりセンターの役割を果しうるようにする。

(b) センター間の業務調整

現在の各保存機関間の自由意志による相互連けいをユネスコによつて、例えは菌株目録の作成、分譲価格等について国際的な標準化を行ない、菌株およびその情報の国際的交換を円滑にさせる。

以上の計画に対して、国際学術連合会議（I C S U）、国際連合食糧農業機関（F A O）、世界保健機関（W H O）その他と連絡する。

(2) 微生物資源開発

微生物資源を開発し、これを産業へ応用して人類の福祉、社会の発達に寄与し、とくに低開発地域は未開発微生物の宝庫となるので、とくにその開発に着手する。

(3) 微生物の研究と研修に対する助成

各国で行なわれている微生物の研究を I C S U の協力を得て奨励助成する。たとえば、各国間の研究者、情報の交換、国際的シンポジウムの開催、必要資料の出版等を行ない、国際協力体制

をつくる。必要とする分野について若い研究者の研修を行なう。また低開発地域の微生物の専門家を養成するためにフェローシップの提供、研修コース等の開催等を行なう。

(資料 2)

国内における主要菌株保管機関

日本微生物株保存機関連盟

(Japanese Federation of Culture Collection of Microorganisms, J FCC)

1951年微生物株の保存に従事していた国立大学微生物学研究機関、農林省家畜衛生試験場、厚生省予防医学研究所、財団法人醸酵研究所、財団法人長尾研究所等により設立された連盟組織で、現在独立の施設はないが、本連盟の委員長は IAMS の Section of Type Culture Collection に日本代表として参加している。

事業として微生物株の収集、保存、交換、頒布に関する連絡、斡旋を行ない、各加盟保存機関の保存する微生物株、総合目録の作製等を行なつてある。各保存機関は現在無料で微生物株を国立研究機関に頒布し、これらの事業のために文部省は国立大学に対して系統保存費、特別事業費の費目のもとに支持している。(昭和40年度、文部省系統保存費特別事業費表参照)

現在(昭和41年3月現在)の連盟会長は工藤正四郎(東京大学伝染病研究所)、副会長は飯塚広(東京大学応用微生物研究所)である。

現在、取扱かつている微生物株の種類は次の如し。

ウイルス、バクテリア、酵母、かじ類、リケツチア、微細藻類(病原性並びに非病原性)

(資料 3)

諸外国における主要菌株保管機関

1. 国際機関

Section of Type Culture Collection

(International Association of Microbiological Societies,
IAMS)

Chairman: V. B. D. Skerman (Australia)

2. U. S. A

American Type Culture Collection (ATCC)

所在地: 12301 Parklawn Drirve Rockvielle, Maryland 20852

U. S. A

Curator: Erwin F. Lessel

組 織：アメリカ微生物学会の全面的支持のもとに組織された協同体

独立の建物施設をもつ。

業 務：諸種の微生物菌株，ウイルス，培養細胞等 保存，交換，有料配布，菌株の寄託（特に特許関係微生物）を行なう。

3. オランダ

Central Bureau voor Schimmeliultures (CBS)

所在地：Javaalaan 20, Baarn, Netherlands

（主としてかび類）

Julianalaan 67A, Delft, Netherlands

（主として酵母類）

組 織：大学附置 Director: J. A. Arx

業 務：主として酵母，かび類をとり扱い，保存，交換，有料配布を行なうほか，分類学的研究にも従事し，菌種同定の依頼にも応じる。

4. イギリス

Commonwealth Mycological Institute (CMI)

所在地：Kew, Surrey, England

組 織：国立植物園附属施設

業 務：かび類（植物病原菌）の蒐集，保存，交換，有料配布，を行なう。とくに菌類の蒐集は充実している。

また関係文献の複写，配布等のサービスを行なう。

5. スイス

International Center for Information on and Distribution of Type - Cultures

所在地： Lausanna, 1e 19. Av, Cesar Roux. Suisse

Director: Daul Hauduroy

組 織：大学附置

業 務：結核菌，その他の病原微生物株の保存を行なうほか，とくに情報センターとして国際間の情報活動を行なう。

(資料 4)

生物株保存に関する系統保存費並びに特別事業費

1. 文部省関係(昭和40年度)

大 学	学部研究所	保 存 生 物	金 額
北海道大学	農	微生物菌体	282千円
東北大学	農	カキ	330
	"	プラシカ	235
東京大学	理	主要植物	322
	農	微生物菌株	471
	"	遊離窒素固定菌株	447
	"	レストスピーク	765
	医	病原菌株	812
	伝染病研	病原微生物菌株	1,529
	応用微生物研	有用微生物	1,412
名古屋大学	理	メダカ	318
京都大学	理	ショウジョウバエ	282
	農	ムギ類	706
大阪大学	工	微生物菌株	282
	医	ショウジョウバエ	282
	微生物病研	病原微生物	425
広島大学	理	両せい類	337
	工	微生物菌株	282
九州大学	理	ネズミ	565
	農	馬	282
	"	イネ	376
	"	カイコ	847
計			11,589千円

2. 農林省(昭和41年度)

種菌の保存導入総合調整	498 千円
種子貯蔵室の運営	4,494
貯蔵室・隔離室など施設費	13,419
計	18,411千円